

令和6年8月27日

ベトナム看護学生インターンシップ生の受入法人の選定について

川崎市国際介護人材サポートセンター

【選定条件】

- ① 特定技能制度における受入れ機関としての要件を満たしていること
→ 別紙資料 P10 記載 5 項目
- ② インターンシップ事業の趣旨を理解していること
→ 「労働」ではなく、「教育・研修・就労体験」であることを理解し、大学とインターンシップ生受入に関する契約を締結すること
- ③ 当該事業への参加実績
→ 当該事業説明会への参加実績及び相談実績のある法人

(その他)

⇒ 上記選定条件以外に、以下の点も考慮するものとする。

- ④ サービス種別のバランスを考慮
- ⑤ エリアバランスを考慮
- ⑥ 過去にインターンシップ生の受入を実施（希望）している法人以外を優先
- ⑦ 特定技能の受入により人員不足の緩和が期待できる法人